

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私の妻は、昭和44年6月頃、市役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

毎年送られてきた「ねんきん定期便」では、昭和46年度は未納とされていたため、その都度、国民年金手帳の領収印が確認できることを理由に日本年金機構宛てに記録訂正を申し立てていたが、何の連絡も無いばかりか、毎年同じ内容の記録が郵送されて来た。今回、65歳に到達したため年金事務所でこれまでのいきさつを説明した結果、記録訂正されたが、申立期間は国民年金保険料を納付したことを示す領収書が無いことから、記録訂正とならなかった。

私たち夫婦は確かに、当時、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月頃、その妻が市役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、保険料を前納するなど保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、当初、未納とされていたが、申立人が保管していた国民年金手帳の検認印等により、当該期間のうち、46 年 4 月から同年 9 月までの保険料が平成 23 年 8 月に納付済みに訂正されていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月、46年2月及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月
② 昭和46年2月
③ 昭和48年4月から49年9月まで

申立期間①について、私は、昭和46年8月に、45年12月及び46年1月の国民年金保険料として、集金人に900円を納付し、その際に、当該期間の保険料の領収書は発行されなかったが、その代わりに集金人が同年6月及び同年7月の保険料の領収書に「46.1 45.12」と記載した。

申立期間②について、私は、昭和46年10月に、同年2月及び同年3月の国民年金保険料として、集金人に900円を納付し、その際に、当該期間の保険料の領収書は発行されず、同年8月及び同年9月の保険料の領収書を渡されたので、私が「46年2、3月分」と記載した。

申立期間③について、私は、時期は定かではないが、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、未納期間がないように国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和45年12月及び46年1月の国民年金保険料を納付した際に、同年6月及び同年7月の保険料の領収書を渡されたことを主張している。これについては、申立人の年金手帳及び特殊台帳の申立期間①の欄に、保険料が納付されたことをうかがわせる「納」の印が押されていることが確認できる上、申立期間①の保険料と一緒に納付した

とする同年1月の保険料も、納付済みとなっていることが当該資料等により確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているものの、当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は国民年金の強制加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和46年6月から同年9月までの国民年金保険料の領収書を所持しているが、申立人は当該期間について厚生年金保険の被保険者となっており、国民年金の被保険者となり得ないことから、当該期間の保険料は過誤納付として扱われ、同年8月及び同年9月の保険料の還付手続が47年7月に行われていることが申立人の特殊台帳により確認できる。これについては、保険料の還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち充当処理されるべきものであるが、前述のとおり、申立期間②は国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、当該期間に充当が行われていないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。これについては、昭和49年5月に申立人に対して、申立人が現在所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人が同年同月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと推認できる。

その上、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③に引き続く昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料は、現年度納付により納付されていたことが確認できる上、申立人は、申立期間③の後の保険料を全て納付しているとともに前納制度を利用するなど保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立人が49年5月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間③のうち、現年度納付することができる同年4月から同年9月までの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間③のうち、昭和48年4月から49年3月までについては、前述のとおり、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期は同年5月頃と推認できることから、当該期間の国民年金保険料を納付するためには過年度納付によらなければならないが、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月、46 年 2 月及び 49 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6701

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年3月まで

私は、結婚して数年後に、夫と一緒に町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、主に私が、夫婦二人分をまとめて納付していた。

国民年金保険料を納付することができない時期があったので、夫が過去に数回、町役場で夫婦二人分の免除申請を行ってくれた。

国民年金に関する手続は、加入手続以降、全て夫婦同様に行ってきたはずなのに、申立期間について、夫は免除を申請し、承認されているにもかかわらず、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に関する手続は、全て夫婦同様に行ってきたはずであり、申立期間について、申立人の夫は免除が承認されているにもかかわらず、申立人自身は、未納とされていることに納得できないと述べており、確かに、その夫は、申立期間の国民年金保険料が免除されている。

また、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出され、夫婦が所持するそれぞれの年金手帳、国民年金被保険者名簿等によると、国民年金の加入手続後の夫婦の国民年金の住所変更記録、被保険者資格記録及び申立期間を除いた保険料の納付記録が全て一致していることが確認できる上、申立期間の前後を通じて、夫婦の住所に変更は無いなど、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間において、申立人の夫の保険料のみが免除されているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所（現在は、B社）に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のC共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和41年4月1日に、資格喪失に係る記録を44年7月31日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,375円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から44年7月31日まで

私は、高校卒業後、昭和41年4月1日にA事業所に入社し、同期入社3名と一緒にD部署に配属された。同部署で、E業務に従事し、44年7月30日に転職のため退職した。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間について、共済組合の加入記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令書、事業所が提出した昭和41年4月1日現在、43年4月1日現在及び44年4月1日現在の職員録並びに複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA事業所D部署に正社員として勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当時、正社員であれば、共済組合に加入させていた。」と回答している上、申立人と同期入社であったと供述している複数の同僚が、昭和41年4月1日に資格を取得していることから、申立人は、申立期間にC共済組合の組合員であったことが認められる。

C共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により

厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失に係る記録を44年7月31日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に採用された複数の者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、12万6,375円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和20年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和23年頃から26年1月9日まで
③ 昭和26年7月1日から27年4月頃まで

私は、昭和20年4月から同年8月31日までの期間においてA社に勤務し、その後、23年頃から26年6月30日までの期間においてはB事業所に、同年7月から27年4月頃までの期間においてはC事業所に勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①から③までに係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までについて被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D国民学校の修了証書授与台帳の申立人に係る修了後の方向の欄にA社の記載があること、及び同僚の供述から、申立人が昭和20年4月1日から同社に勤務したことが認められる。

また、A社において、昭和20年9月1日に被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人は私と同時期に退職した。時期は終戦頃であったと記憶している。」と述べており、ほかの同僚は、「戦時中において自己都合で退職する者など存在しなかった。」と述べている。

これらのことから、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和56年1月9日付けで復原した旨の記載が確認できるが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から当該期間において同社の被保険者として払い出されたことが確認できる複数の者が、当該被保険者名簿に記載されていないことから、当該被保険者名簿が同社の厚生年金保険被保険者記録を網羅しているとは言い難い。

また、上記の払出簿についても、被保険者名の欄が空白であるものが多数確認でき、当該期間における被保険者記録の管理状況が適切であったとは認め難い。

さらに、昭和19年入社及び21年入社の複数の同僚は、それぞれの国民学校における卒業年の4月にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、進駐軍労働者としてB事業所に勤務したと主張している。

しかし、昭和23年頃から24年4月1日までの期間については、B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生省保険局長通知「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号）によると、進駐軍労働者について厚生年金保険が適用されることとなったのは24年4月1日からとされている。

また、E防衛事務所が保管している連合国軍関係常備使用人登録票によると、B事業所に係る申立人の雇入日は昭和26年1月9日、退職日は同年6月30日となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、同僚の1名は、「申立人は私の後から勤務し始めた。」と述べているところ、当該同僚のB事業所における被保険者資格取得日は、昭和25年12月14日であることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、進駐軍労働者としてC事業所に勤務したと主張している。

しかし、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保

発第 51 号) によると、26 年 7 月 1 日以降においてホテルなどの非軍事的業務に使用される者は、政府の直雇用人としての身分を喪失し厚生年金保険の被保険者として取り扱われないこととなっている。

また、申立人が氏名を覚えている同僚は連絡先が不明のため照会することができない上、申立人が勤務したとしている C 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該事業所と同一所在地に存在していた F 社（現在は、G 社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 21 名に照会したところ、同僚の 1 名は、申立人が従事していたとする職種の者は、F 社と雇用関係は無かったと述べている。

さらに、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月28日から同年10月1日まで

私は、昭和57年7月28日にA社から同社B事業所に戻った。しかし、オンライン記録上は、同年10月1日に同社B事業所に戻ったこととされており、厚生年金保険の被保険者記録が3か月欠落している。

私は、A社に就職し定年退職するまで同社に継続して勤務をしており、厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じるはずはないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事略歴から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和57年7月28日にA社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所の昭和57年10月の社会保険事務所（当時）の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社B事業所の資格取得日がC厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所と同基金の双方が誤って同じ資

格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 57 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 51 年 10 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 54 年 6 月まで

申立期間①について、私の両親は、私が 20 歳になった昭和 50 年*月に私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が納付書により郵便局で、私の両親及び私の 3 人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、私は、当該期間の国民年金保険料の領収証書を所持している。年金記録では、当該期間の保険料を還付しているとのことだが、還付を受けた記憶は無いので、当該期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その両親が昭和 50 年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親からは、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 11 月に申立人の妹と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているが、申立人は、昭和51年4月から57年3月まで共済組合の組合員となっていることがオンライン記録により確認でき、当該期間については国民年金被保険者となり得ないことから、申立期間②の保険料は過誤納付として扱われるべきものであり、当該期間の保険料の還付手続が行われていたことについて、不自然な点は見当たらない。

また、還付整理簿によると、申立期間②の国民年金保険料は、昭和55年1月に還付決議が行われ、同年3月に還付金が支払われている記載が確認できる上、還付金額は、当該期間の保険料額と一致していることから、当該期間の保険料の還付処理に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月まで

私の夫は、昭和 52 年 5 月頃に市役所で私の国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、付加保険料を含めて定期的に納付していた。納付方法については、当初は納付書で納付し、同年 12 月からは銀行振替により納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立書において、その夫が、昭和 52 年 5 月頃に市役所で申立人の国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、加入手続後の国民年金保険料については、申立人が、付加保険料を含めて納付書又は口座振替により定期的に納付していたと主張しているが、申立人及びその夫とは連絡を取ることができないことから、申立期間当時の付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳には、申立人が付加保険料の納付の申出を行った形跡は無く、申立人の国民年金収納簿でも、国民年金保険料の定額分のみの納付との記録となっている上、申立人は定額保険料及び付加保険料を定期的に納付していたと主張しているが、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 55 年 9 月までの期間及び 56 年 10 月から同年 12 月までの期間の定額保険料は過年度納付していることが確認でき、当該期間については、制度上、付加保険料を納付することができないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間当時申立人が居住していた市の国民年金収納簿に記録された国民年金保険料の金額は、当時の定額保険料と同額となっている上、申

立人のオンライン記録によると、昭和 52 年 9 月から同年 11 月までの期間は厚生年金保険に加入していたとして、当該期間の定額保険料と同額の保険料が平成 19 年 1 月に還付決議されていることから、当該期間の付加保険料は納付されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 1 月まで

私は、昭和 51 年 4 月から勤務していた事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付書により実家近くの金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、これまで交付された年金手帳は現在所持しているオレンジ色の手帳 1 冊のみとしており、当該手帳に国民年金の加入手続を行った際に記載された住所は、昭和 57 年 3 月から用いられている住居表示であることが、申立人が申立期間当時居住していた区への調査結果により確認できることから、51 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 60 年 3 月と推認でき、オンライン記録によると、55 年 2 月の国民年金被保険者資格喪失の記録は、60 年 3 月に追加されていることが確認できることから、同年同月の時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年2月までの国民年金保険料及び付加保険料並びに同年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月から51年2月まで
② 昭和51年3月

私は、昭和49年9月に会社を退職する際、その会社の人事担当者から国民年金への加入を勧められたことから、退職後、すぐに当時居住していた区の区役所で加入手続を行い、同時に付加保険料の納付の申出も行った。その後、別の市へ転居した際も、転居先の区の区役所において同様に手続等を行った。

国民年金保険料及び付加保険料については、私の夫が納付してくれていたもので、詳しいことは分からないが、夫から、私の保険料は金融機関で納付しており、保険料の未納期間があるのは有り得ないと聞いている。

申立期間①の国民年金が未加入とされ、国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていること並びに申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に会社を退職し、すぐに当時居住していたA市B区の区役所で国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、転居後も転居先のC市D区の区役所で同様の手続を行ったと主張している。しかし、申立人のオンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、51年3月にC市D区で国民年金の任意加入手続を行い、同年4月から付加保険料の納付を行っていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月にC市で払い出されていることがC市の被保険者台帳管理簿から確認できることから申立内容と一致しない。

また、申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 9 月に会社を退職した時妊娠しており、おなかが大きい状態で区役所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加保険料の納付の申出を行ったと述べるのみで、具体的な証言は無く、当時の加入手続等の状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金に任意加入した昭和 51 年 3 月時点において、未加入期間である申立期間①の国民年金保険料を遡って納付することはできない上、申立人は、当該期間当時、国民年金の任意加入被保険者であったことから、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、転居前に居住していた A 市 B 区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6706 (事案 6083 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月までの期間及び 8 年 9 月から 10 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月まで
② 平成 8 年 9 月から 10 年 1 月まで

私は、申立期間①及び②の当時は学生であり、海外留学をした。昭和 60 年 1 月に留学する前に、区役所で、「学生等で収入が無い場合は、国民年金保険料の免除の申請の手続きを行い、承認されれば、未加入期間とはみなされない。」と説明を受けたので、保険料の免除の申請を行った上、住所も留学先の住所地へ異動してから、出国した。平成 8 年 9 月に留学した際も、やはり免除の申請を行った上、住所も留学先の住所地へ異動した後、出国した。

申立期間①及び②の当時、私が海外留学をしていたことを示す資料を提出するので、改めて審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間①及び②は海外留学中であり、海外留学に先立ち、区役所で国民年金保険料の免除の申請を行ってから、出国したにもかかわらず、当該期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得ができないと主張している。

しかし、この主張については、旧国民年金法が適用されていた昭和 61 年 3 月以前は、制度上、海外居住者は国民年金の適用除外とされており、新国民年金法が適用されることとなった同年 4 月以降、海外居住者は国民年金へ任意加入することができることとされたものの、任意加入被保険者は国民年金保険料の免除の申請を行うことはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行

われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間に係る免除の申請が認められるべきであるとする資料として、申立期間当時、海外留学中であったことを示す資料等を提出し、学生であることを理由に免除が認められているとしているが、前述のとおり、昭和 61 年 3 月以前については、申立人は海外居住者であったため国民年金の適用除外であったこと、また、昭和 61 年 4 月以降については、仮に任意加入被保険者であったとしても、制度上、任意加入被保険者は国民年金保険料の免除申請を行うことはできないことから、申立人の主張を肯定する内容の資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 3 年 9 月から 10 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 3 年 9 月から 10 年 4 月まで

昭和 57 年 4 月に、私の夫が会社を退職し、夫の転職先には厚生年金保険がなかったため、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、当該期間中、私は国民年金の第 3 号被保険者ではあったが、任意加入することができるかと認識していたため、私が、1 年分まとめて送付されてきた納付書により銀行で毎月納付していた。私は、1 か月分の保険料額ははっきりとは憶^{おぼ}えていないが、申立期間の保険料を納付していたはずなので、納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、第 3 号被保険者であったものの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳の全てにおいて、申立人の第 3 号被保険者の資格記録が一致していることに加え、制度上、第 3 号被保険者は保険料の納付を要しないことから、申立人の主張は不合理である。

また、オンライン記録において、申立人の昭和 61 年 4 月 1 日の第 3 号被保険者該当の届出処理が同年同月 19 日に、平成 3 年 9 月 1 日の当該処理が同年 10 月 30 日にそれぞれ適切に行われていることが確認でき、申立人の主張のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した場合、当該期間の保険料は還付されることとなるが、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿

において、還付された形跡は見当たらないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の姉も国民年金の第3号被保険者期間に国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、オンライン記録において、その姉の第3号被保険者該当の届出処理は適切に行われているものの、申立期間の保険料が還付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6708

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から58年6月まで

私は、20歳になってからしばらくの間、国民年金に加入していなかったが、昭和58年頃、区役所から国民年金に関する説明書と国民年金保険料の支払用紙が送られてきたため、将来のことを考えて、郵便局で、過去の保険料を遡って納付した。

その際に納付した国民年金保険料の金額を正確には憶^{おぼ}えていないが、10万円から15万円の間であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年頃、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されたため、遡って保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は60年6月に行われたものと推認されることに加え、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続が行われた時期までを通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も確認できないことから、申立人が保険料を納付したとする58年頃に、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和60年6月であると推認され、その時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、一括して国民年金保険料を納付したのは、保険料を納

付開始した当初の1回のみであったとしており、仮に、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和60年6月の時点において、申立期間の保険料を納付することができたとしても、申立人が遡って一括して納付したと述べる金額は、当該期間の保険料を納付した場合の保険料額とは大きく相違しており、同時点において過年度納付可能であり、実際に納付済みとなっている58年7月から60年3月までの保険料額と概ね一致しているため、申立人が一括して納付したとする保険料は、申立期間の保険料ではなく、当該期間直後の58年7月から60年3月までの保険料であると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和46年*月に、A市役所で私の国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間当時学生であり、47年1月頃にA市からB区に住民票を異動したが、国民年金保険料については、父親がA市で、私と私の兄姉の3人分を一緒に納付していたと思う。保険料の納付時期、納付方法及び納付場所についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和46年*月にA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人が共済組合の組合員資格を喪失した平成23年8月となっていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が、申立人及びその兄姉の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、兄の昭和42年6月から49年3月までの保険料は未納となっている。

加えて、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和 49 年 3 月に A 市から B 区に転居していることが確認できることから、その父親が、A 市に住民登録の無い申立人の国民年金保険料を納付することは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 1 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 61 年 1 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 61 年 8 月
④ 昭和 61 年 11 月

国民年金保険料の納付については、コンビニで毎月 1 万 3,300 円を納付していたことを覚えている。

正社員ではなかったため、厚生年金保険に入れてもらえず、将来のことが不安だったので、毎月国民年金保険料の納付書が送られてくると、一所懸命に納付してきた。

年金手帳は大事なものなので、長い間保管していたが、昨年、入院している間に、兄が引っ越しをしてくれた際に、領収書とともに無くしてしまった。

病気で倒れて以後、昔のことを思い出すのも難しくなっており、記憶が定かではないところもあるが、将来のために国民年金保険料は納付しなければいけないと思って納付してきたのは確かだから、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、毎月国民年金保険料の納付書が送られてくると納付してきたと主張しているが、i) 申立人が居住している市の国民年金被保険者名簿によると、「住不 57.5 月」と記載されていることから、申立期間①の始期当時、不在処理されたことが確認できること、ii) 申立人は、引っ越しを繰り返したが、転居した時期や居住した期間等について記憶して

おらず、忙しくて転居手続きができずにいるうちにまた引っ越しをしてしまったこともあるとしていること、iii) 申立期間①当時の申立人の戸籍の附票の住所履歴と同被保険者名簿の住所履歴に差異が生じていることから、当該期間当時、申立人に対し、納付書の送達などができなかった状況がうかがえ、当該期間の保険料を納付することが困難であったものと考えられる。

また、申立期間②から④までの期間について、1年以内の近接した時期であり、短期間に、複数回にわたってその全ての納付記録が漏れる、消滅するということは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、コンビニエンスストアで、毎月1万3,300円を納付したことを具体的に記憶しているものの、同保険料を同所で納付することができるようになったのは、平成16年以降である上、保険料が月額1万3,300円であったのは、平成10年度から17年度までの間であり、ともに申立期間後のことで、申立期間当時の納付状況についての記憶は定かでない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。